

川崎市を業務区域とする指定確認検査機関への立入検査実施要領

令和6年3月22日
5川ま建指第671号
部長 決裁

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条6の31第2項の規定による指定確認検査機関（以下「指定機関」という。）への立入検査を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(立入検査実施の決定)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に立入検査を実施することができる。

- (1) 指定機関から提出された確認検査に関する報告書の内容に基づき、不適切な確認検査が行われている疑いが生じた場合
- (2) 周辺住民や内部からの通報等による情報提供に基づき、指定機関による不適切な確認検査が行われている疑いが生じた場合
- (3) 指定機関が過去に行った確認検査について建築基準関係規定への違反の見過ごしの疑いが生じた場合
- (4) その他立入検査の実施が必要と認める事由が生じた場合

(検査員及び実施体制)

第3条 検査員は、まちづくり局指導部の職員とする。

2 立入検査は、建築指導課長又は建築安全担当係長のいずれかを含む2名以上で行うものとする。

(立入検査の通知)

第4条 市長は、立入検査を実施することを決定した場合、検査日時等必要な事項を決定し、指定機関に対し、検査決定通知書（第1号様式）により、検査日から起算して3日前までに通知するものとする。ただし、緊急に検査を行わなければならぬ場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。

(立入検査の実施)

第5条 検査員は、立入検査を行うにあたり、川崎市職員証を携帯し、関係者に提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

2 検査員は、確認申請図書等の書類を検査し、必要に応じて関係者に検査項目について質問し、その内容を検査記録簿（第2号様式）に記録するものとする。

(指定機関に求める報告)

第6条 市長は、立入検査の実施後、検査項目に対する報告を指定機関に求めることができる。

(立入検査結果の報告)

第7条 検査員は、立入検査の実施後、検査結果報告書(第3号様式)を作成し、指導部長に報告するものとする。

(立入検査結果の通知)

第8条 市長は、立入検査を受けた指定機関に立入検査の結果を通知する必要があると認める場合は、当該指定機関に検査結果通知書(第4号様式)により、通知することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

検査決定通知書

指定確認検査機関名

代表者氏名 様

川崎市長

建築基準法第77条の31第2項に基づき、次の日時、内容にて立入検査を行いますので、通知します。

1 立入検査を行う事務所名及び所在地

2 日時

3 検査項目

(1)

(2)

(3)

連絡先：川崎市 まちづくり局 指導部
建築指導課 建築安全担当

TEL:

FAX:

第2号様式（第5条関係）

検査記録簿

検査日：令和　年　月　日

指定確認検査機関名：

確認番号：

検査員名：

立会者名：

	検査項目、質問事項又は指導内容	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

第3号様式（第7条関係）

検査結果報告書

建築基準法第77条の31第2項に基づき、立入検査を行いましたので、報告します。

- 1 指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地
- 2 日時
- 3 立入検査の流れ
- 4 検査員
- 5 検査対象物件
- 6 検査結果

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

検査結果通知書

指定確認検査機関名

代表者氏名 様

川崎市長

建築基準法第77条の31第2項に基づく立入検査の結果を通知します。

1 検査日

2 検査結果

連絡先：川崎市 まちづくり局 指導部
建築指導課 建築安全担当

TEL:

FAX: